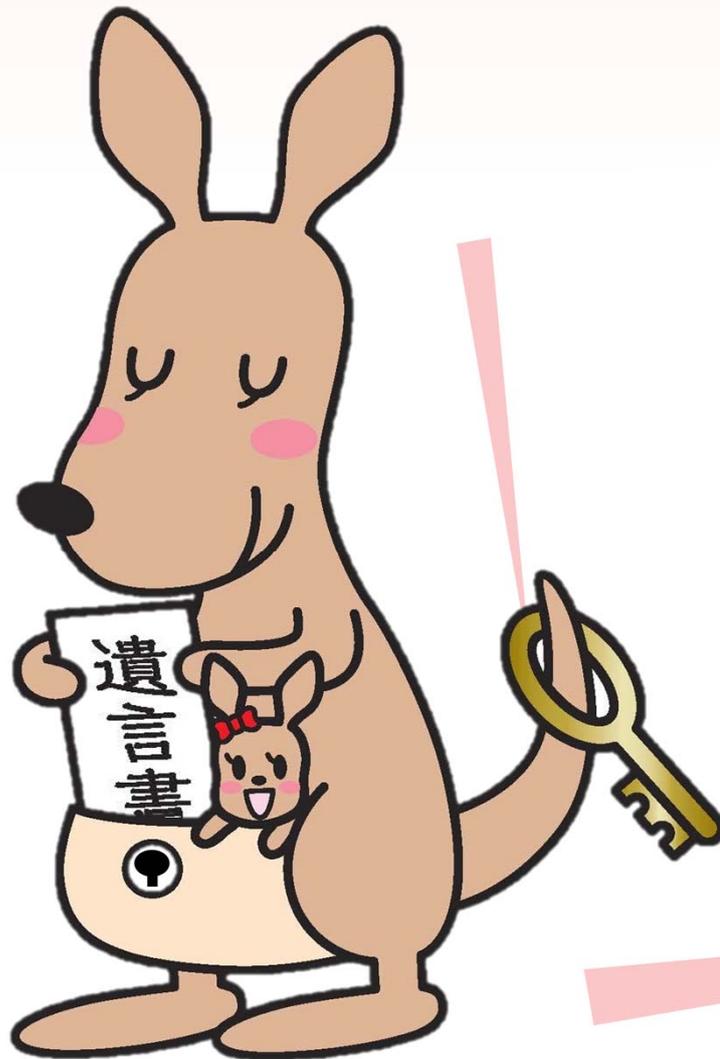


# 法務局における 自筆証書遺言書保管制度 の ご案内



あなたの大切な遺言書を  
法務局（遺言書保管所）が  
守ります。

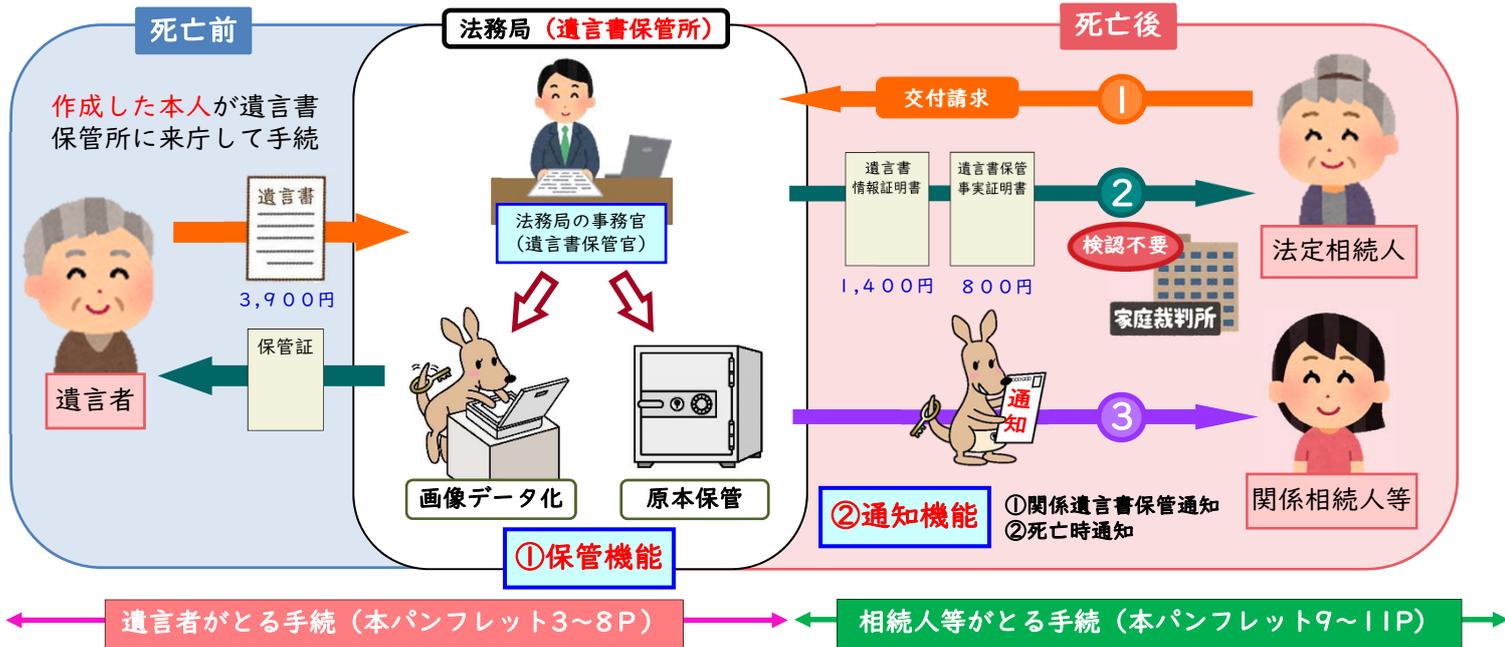
遺言書ほかんガルー

岐阜地方法務局



# 法務局における自筆証書遺言書保管制度

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）の施行期日が令和2年7月10日と定められ、同日から制度の運用が開始されました。



公的機関である法務局の遺言書保管官が、保管申請のあった遺言書について、法律で定められた形式への適合を外形的に確認し、長期間大切に保管するため、家庭裁判所の検認が不要となります (①保管機能)。

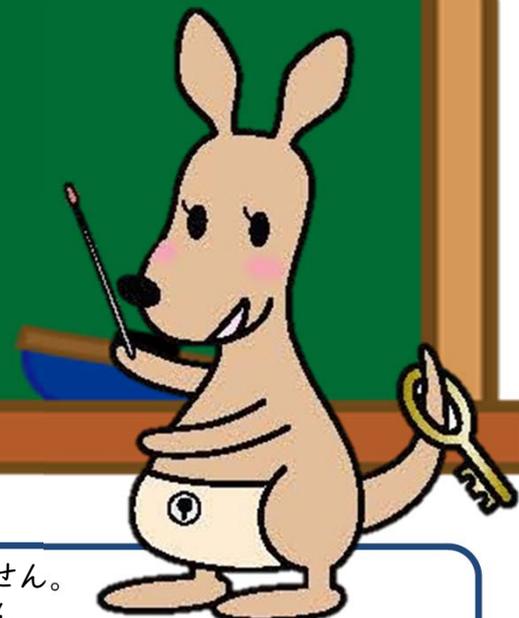
また、相続人の1人が保管されている遺言書の証明書を取得したり、閲覧を行った際に、遺言書保管官から他の全ての関係相続人等に遺言書が保管されている旨の通知がされるほか、保管申請時に希望があれば、遺言者の死亡後、遺言者があらかじめ指定した関係相続人等の1人に、同内容の通知をする制度が用意されています (②通知機能)。

保管申請時に「3,900円」の手数料の納付が必要となりますが、保管後に事情変更が生じたときは、無料で遺言を「撤回(申請)」することができることも、この制度の「手軽さ」の特徴の1つです。

## 法務局保管

メリット

- 1  遺言書の紛失・亡失・隠とく・改ざん なし
- 2  相続人等への通知
- 3  家裁の検認手続 不要
- 4  方式不備による無効 減少
- 5  保管料 3,900円
- 6  いつでも撤回可能
- 7  全国一律のサービス



- ・法務局では遺言書の内容の相談を受け、関与することはできません。
- ・法務局では保管した遺言書の有効性を保証することはできません。
- ・遺言者が法務局に来庁して申請する必要があるため、郵送や代理申請はできません。
- ・本パンフレット5Pステップ2エに例示する顔写真付きの本人確認書類が必要となります。



## 遺言制度の比較

	遺言書の作成者	検認手続の要否	証人の要否	遺言書の保管場所	滅失、改ざんの恐れ	自書できない人の作成	不備（内容・方式）による無効の可能性	費用	自宅や病院への出張の可否
自筆証書遺言（自宅等保管）	遺言者	必要	不要	自宅等	あり	不可	あり	不要	不可
自筆証書遺言（法務局保管）	遺言者	不要	不要	法務局（遺言書保管所）	なし	不可	内容不備あり 方式不備は低い	3,900円	不可
公正証書遺言	公証人	不要	必要	公証役場	なし	可	内容・方式ともに低い	公正証書作成手数料 + 証人日当 + 出張料（公証役場外）	可（公証人が出張）

自筆証書遺言（自宅等保管）は、自書が可能であれば遺言者本人のみで作成ができ、手軽で自由度の高い制度ですが、問題点もあります。

法務局における遺言書保管制度は、法務局への来庁が可能であれば、自筆証書遺言のメリットは損なわずに問題点を解消することができ、意思がより実現しやすくなります。



広がった選択肢の中から遺言者に適した制度を選んでいただけます。



## 遺言書を作成した理由の一例



遺言書は必要ですか？

民法では、

**遺言は法律（法定相続）より優先する**

つまり

とされています。

争続が一般化する中で

**遺言者の最終意思を円滑に実現するための手段**



### 遺言書を作成した理由

- ↳ 争続（親族間の争い）回避
- ↳ 相続人の負担軽減
- ↳ 推定相続人以外に遺産を残したい

被相続人が遺言書を残していた場合は、法律（法定相続）よりも遺言書の内容が優先されます。一方で、法律は遺留分の取戻しの方法として、一定の範囲の相続人に遺留分侵害額請求を認めています。

そして、遺言がない場合、民法が定める法定相続を基本として、相続人全員が協議して遺産をどのように分けるかを定めることとなります。

近時では、その相続人が音信不通で連絡が取れないといったケースや、子どもがいない場合に、夫婦で築いた財産であっても、両親や兄弟姉妹を巻き込んだ「争続」にまで発展するケースもあるようです。



## 遺言書の様式の注意事項

以下は、本制度で預かる遺言書の形式面での注意事項です。遺言書保管所においては、遺言の内容についての審査はしません。

↑ 余白 5 ミリメートル以上 ↓

**遺言書**

1 私は、私の所有する別紙1の不動産と、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 私は、私の所有する別紙2の<sup>預貯金</sup>（~~不動産~~）と、次の者に遺贈する。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
氏 名 甲山花子  
生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
職 業 弁護士  
氏 名 東京和男  
生年月日 昭和〇年〇月〇日

今和2年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

**遺言 太郎** (印)

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎

1 / 3

↑ 余白 10 ミリメートル以上 ↓

遺言書を作成した年月日を記載してください。「〇年〇月吉日」などの記載では保管することはできません。

財産の特定のためには、遺言書に財産目録を添付いただいた方が確実です。

推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。

※推定相続人に対して、財産を「相続させる」旨の遺言をする場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません。

※推定相続人に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。

※推定相続人以外の者に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

※遺言執行者については、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】にその氏名等を記載してください。

署名+押印が必要です。押印は認印でも差し支えありませんが、スタンプ印は避けてください。

内容を変更する場合には、その場所が分かるようにして、変更した旨を付記して署名し、変更した場所に押印をする必要があります。変更が煩雑になる場合や心配な場合には、書き直すことをお勧めします。

用紙は、A4サイズ（A4サイズ未満の用紙をA4サイズ用の用紙に貼付したもので可）で、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。

財産目録以外は**全て自書**する必要があります。

長期間保存しますので、ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。

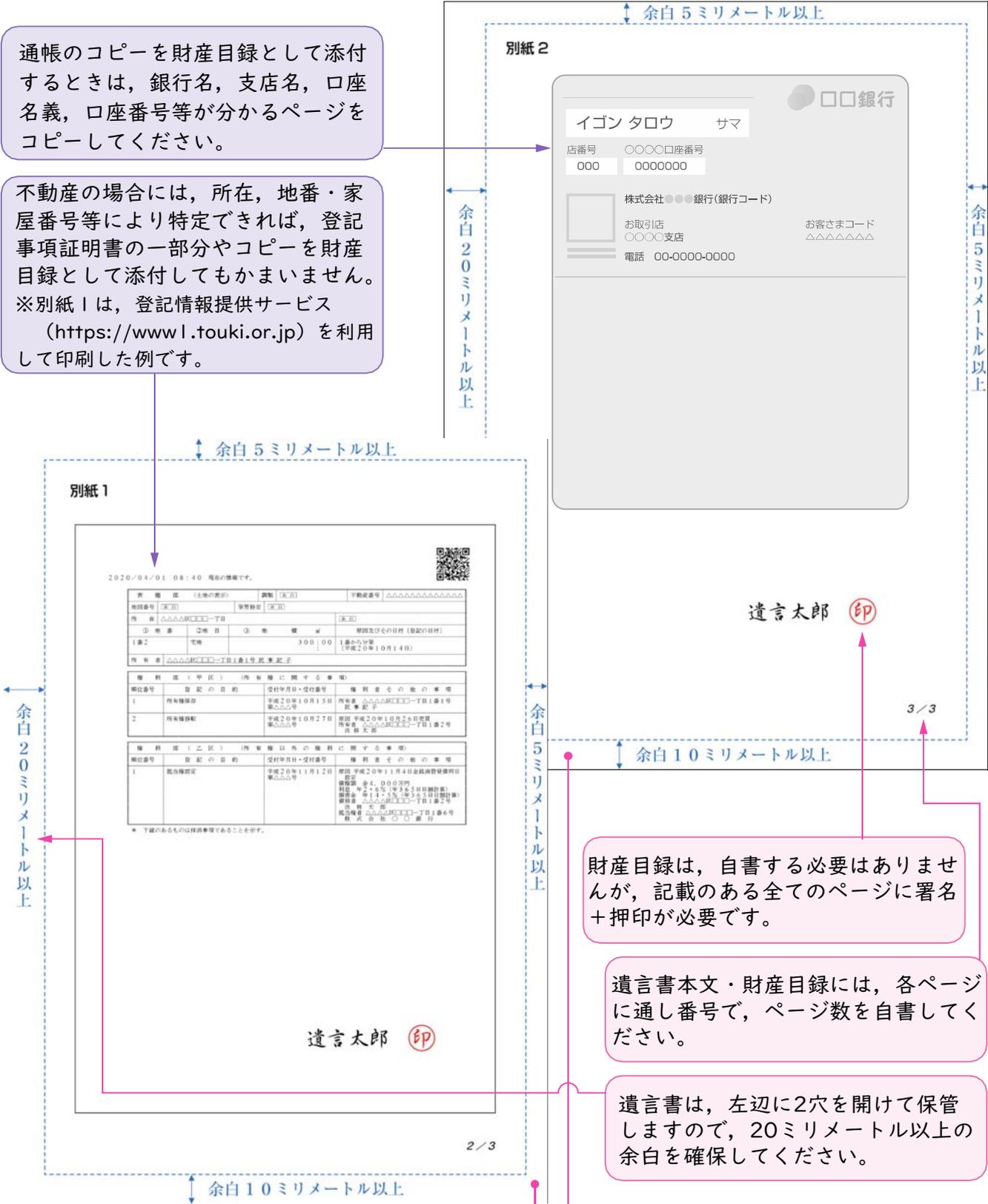
ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。

裏面には何も記載しないでください。

# (自書によらない財産目録の例)

通帳のコピーを財産目録として添付するときは、銀行名、支店名、口座名義、口座番号等が分かるページをコピーしてください。

不動産の場合には、所在、地番・家屋番号等により特定できれば、登記事項証明書の一部やコピーを財産目録として添付してもかまいません。  
※別紙1は、登記情報提供サービス (<https://www1.touki.or.jp>) を利用して印刷した例です。



財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のある全てのページに署名+押印が必要です。

遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を自書してください。

遺言書は、左辺に2穴を開けて保管しますので、20ミリメートル以上の余白を確保してください。

用紙は、A4サイズ（A4サイズ未満の用紙をA4サイズの用紙に貼付したもので可）で、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。  
長期間保存しますので、財産目録としてコピー等を添付する場合には、感熱紙等は使用せず、印字が薄い場合には、印刷・コピーをやり直してください。  
ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。  
裏面には何も記載しないでください。



# 遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

## 保管申請の流れ

ステップ

1

### 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項（パンフレット3P及び4P）をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

ステップ

2

### 添付書類等の持参物を用意する

次のアからオまでのものを持参してください。

- ア 遺言書**  
ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。
- イ 申請書（ステップ3参照）**  
あらかじめ記入して持参してください。
- ウ 添付書類**  
**本籍・筆頭者の記載のある住民票の写し等（作成後3か月以内）**  
※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文
- エ 本人確認書類（顔写真付きで有効期限内のものをいずれか1点）**  
マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳  
在留カード 特別永住者証明書 など
- オ 手数料**  
遺言書の保管の申請の手数料は、1通につき3,900円です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）  
※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



ステップ

3

### 申請書を作成する

本パンフレットに挟み込んでいる申請書に、申請書記載例を参照しながら必要事項を記入してください。申請書記載に当たってのご不明な点は、最寄りの法務局にお尋ねください。

ステップ

4

### 保管の申請の予約をする

本パンフレット6Pのステップ4を参照してください。予約番号が発行されます。

ステップ

5

### 保管の申請をする

予約された日時に遺言者本人が、当該法務局（遺言書保管所）にお越しください。受付・審査・処理、保管証をお渡しするまでに、お1人当たり概ね50分程度お待ちいただきます。

ステップ

6

### 保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →

手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等をするときに、保管番号があると便利です。大切に保管してください。遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証をコピーしてお渡しになると便利です。



#### 書類の原本還付とは

住民票の写しなどの添付書類とされている書類で、その原本の返却を希望される場合は、あらかじめ、ご自身でコピーを作成し、複数枚にわたるときは各葉に契印を押印し、末尾に「原本に相違ない」旨を記載し、記名・押印（署名）をしたものを提出し、原本とともに提出すれば、手続完了後に原本が返却されます。



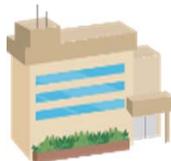
# 保管申請に当たっての事前セルフチェック

本制度では、ご自身で遺言書を作成し、必要な書類を取得の上、申請書を作成するといった準備ができ次第、法務局手続案内予約サービスによる予約又は電話による予約代行の依頼をしていただく手順としています。また、本チェックリストにより、ご自身の準備の状態をチェックいただいてから予約をしていただくことをお勧めします。

チェック

遺言書の保管申請をするためのチェックリスト（ステップ1からステップ4までのチェックができましたら「予約」をしてください。）

チェック事項		
<b>ステップ1 遺言書の様式</b>		
1	遺言書の用紙はA4判の丈夫な紙で、文字の判読を妨げるような地紋・色彩のないものですか。	<input type="checkbox"/>
2	遺言書は、本文（財産目録を除く全文）、日付及び氏名を自書していますか。 また、氏名の横に押印していますか（印鑑は認印でも可）。	<input type="checkbox"/>
3	遺言書は、消すことができない筆記具（黒色等の濃色の万年筆、ボールペン等）で記載していますか。	<input type="checkbox"/>
4	遺言書の記載内容について	
(1)	遺言書の表題には「遺言書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
(2)	遺言書の作成日（日付）は「○日」と記載されていますか（「吉日」等の表現は認められません。）。	<input type="checkbox"/>
(3)	遺言内容について、「相続させる」、「遺贈する」といった表現を使用していますか。 パンフレット3Pの様式の青囲み部分をご覧ください。	<input type="checkbox"/>
5	遺言書は、上下左右にそれぞれ余白がありますか。 （左20mm以上、右5mm以上、上5mm以上、下10mm以上）	<input type="checkbox"/>
6	遺言書の用紙の裏面に記載はありませんか。	<input type="checkbox"/>
7	遺言書には、ページ数を記載していますか。 （例：1ページの場合→1/1、計3ページの場合→1/3、2/3、3/3）	<input type="checkbox"/>
8	遺言書の記載事項を訂正・加入又は削除した場合、余白部分に該当箇所についての記載をし、変更をした旨を付記して署名し、加えて、変更した場所に押印をしていますか。（パンフレット3P参照）	<input type="checkbox"/>
9	財産目録を自書していない場合、財産目録の全てのページに氏名を自書し、押印をしていますか。 （遺言書の財産目録について、不動産の登記事項証明書や通帳の写しを添付することも認められています。）	<input type="checkbox"/>
10	遺言書は、ホッチキス止めをしていませんか。	<input type="checkbox"/>
11	遺言書の用紙を折りたたんで、封筒などに封入していませんか。	<input type="checkbox"/>
<b>ステップ2 添付書類</b> （以下の書類が必要です。官公署が作成した書類は、作成後3か月以内のものに限られます。）		
1	遺言者の本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写し（遺言者を確認するため）	<input type="checkbox"/>
2	遺言書が外国語で作成されている場合、日本語による翻訳文	<input type="checkbox"/>
3	添付書類のうち、 <b>原本の返却を希望する場合は</b> 、「原本に相違ない」旨を記載し、記名・押印（署名）したコピー	<input type="checkbox"/>
4	本人確認書類（提示） （個人番号カードや運転免許証等の本人の氏名、出生の年月日、住所、顔写真等が表示されている官公署から発行された証明書）	<input type="checkbox"/>
<b>ステップ3 遺言書保管ための申請書の記載</b> （※申請書の様式、記載例は同封されています。）		
1	申請書は、記載すべき事項を全て記載していますか。また、該当する□にはレ印を記入していますか。	<input type="checkbox"/>
2	遺言書に「受遺者等」又は「遺言執行者等」を記載した場合は、申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載しましたか。 注）ただし、遺言により保管申請時の <b>推定相続人（※）の立場のみにある人に相続させる場合は</b> 、それらの推定相続人を「受遺者等」として申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません（※推定相続人とは、現状のまま相続が開始された場合に、相続権がある人のことを言います。）。	<input type="checkbox"/>
3	申請書に、記載事項の訂正、加入又は削除をした場合、二重線を引いてその近辺に正書しましたか。 （訂正した文字は読むことができる状態で残っていますか。訂正箇所を押印はしません。）	<input type="checkbox"/>
4	申請書の印刷は、両面・拡大・縮小をしていませんか。また、印刷した用紙を再度コピーしていませんか。	<input type="checkbox"/>
5	申請書の用紙に、汚損、ゆがみ及び変色等はありませんか。	<input type="checkbox"/>
<b>ステップ4 遺言書の保管のための申請先の法務局を、本パンフレットの裏面「岐阜地方法務局管内の遺言書保管所管轄」欄から選択してください。</b>		



**予約**は、本パンフレット裏面の「予約をする方は」のQRコードから予約サービスにアクセスし、予約をいただくか、ステップ4で確認した申請先の法務局の窓口又は電話により、法務局職員に予約の代行を依頼してください。

予約代行時にお尋ねするのは、①漢字氏名、②生年月日、③郵便番号・住所、④連絡先電話番号となります。また、窓口の混雑状況によっては、予約番号のお伝えまでに、お待たせすることがあることをご了承願います。



# お問合せ

## 予約をする方は

法務局手続案内予約サービス専用HPから、各手続をご予約いただけます。

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

岐阜地方法務局管内の法務局（遺言書保管所）の予約

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-bo-26-u/>



## 岐阜地方法務局管内の遺言書保管所管轄

本局供託課	058-245-3181	岐阜市,羽島市,各務原市,山県市,瑞穂市,本巣市,羽島郡,本巣郡	
八幡支局	0575-67-1411	郡上市	
大垣支局	0584-78-3347	大垣市,海津市,養老郡,不破郡,安八郡,揖斐郡	
美濃加茂支局	0574-25-2400	関市,美濃市,美濃加茂市,可見市,下呂市のうち金山町(★),加茂郡,可見郡	
多治見支局	0572-22-1002	多治見市,瑞浪市,土岐市	
中津川支局	0573-66-1554	中津川市,恵那市	
高山支局	0577-32-0915	高山市,飛驒市,下呂市(★除く。),大野郡	

※ 遺言者の住所地, 本籍地, 遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所に保管申請をすることができます。

## 法務局における自筆証書遺言書保管制度 (HP)



法務省HP [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

岐阜地方法務局遺言書保管サイト

[http://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/page000001\\_00022.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/page000001_00022.html)



## お知らせ

岐阜地方法務局  
まなび講座 (WEB or 出前)  
を開設しました!



YouTube名古屋法務局  
チャンネル (外部リンク)  
に本制度等の無声紙芝居  
動画を掲載しました!



- その1 保管申請
- その2 法定相続
- その3 証明書交付

## 遺言・相続等に関する法制度や相談窓口 日本司法支援センター岐阜地方事務所 (法テラス)

法テラス岐阜 〒500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F

<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/gifu/>

0570-078345 (IP電話からは 050-3383-5471)

受付時間

平日 9:00~17:00 (年末年始を除く。)



## 遺言・相続等に関する相談

● 最寄りの弁護士 岐阜県弁護士会HP	<a href="https://www.gifuben.org/">https://www.gifuben.org/</a>	☎058-265-0020
● 最寄りの公証役場 岐阜公証人合同役場HP	<a href="https://www.kosyonin.jp/gifu/">https://www.kosyonin.jp/gifu/</a>	☎058-263-6582
● 最寄りの司法書士 岐阜県司法書士会HP	<a href="https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/">https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/</a>	☎058-246-1568
● 最寄りの土地家屋調査士 岐阜県土地家屋調査士会HP	<a href="http://www.gi-cho.com/">http://www.gi-cho.com/</a>	☎058-245-0033